平成２５年（フ）第４６５号
金沢市元菊町16番33号　パークプラザ元菊305号、従前の住所金沢市此花町８番15号
債務者　大海　勝彦
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７０号
金沢市専光寺町タ６番地２
債務者　巨匠こと　玉作　栄一
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
埼玉県秩父市中村町４丁目５番36号
債務者　加藤　岳信
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第２３２１号
横浜市港北区烏山町648番地　ライオンズマンション小机第２―206
債務者　野津　　学
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７５号
静岡市葵区北安東４丁目28番３号　チサンマンション207号
債務者　山根　京一
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４１２２号
神奈川県厚木市愛甲西２丁目10―１―101
債務者　井澤　佳子（旧姓宇都木）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１４８号
東京都日野市旭が丘２丁目32―８―302
債務者　齋藤　　潤
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１８８号
東京都足立区西保木間３丁目11―10―403
債務者　吉川　一夫
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２７９号
東京都足立区入谷８丁目16―４―902
債務者　石田　翔子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２８０号
千葉県習志野市実籾４丁目15―20―302
債務者　澤　一二三
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２８１号
千葉県習志野市実籾４丁目15―20―302
債務者　澤　　好幸
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２８８号
東京都杉並区西荻南２丁目17―７―203
債務者　鈴木　華子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２９１号
埼玉県川口市芝宮根町20―15―103
債務者　綾　今日子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２９３号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台14―３―504
債務者　福本　重富
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目１―11―102
債務者　石井健太郎
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８号
東京都練馬区上石神井４丁目21―５―513
債務者　方　　栄美
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部